

## 三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業を取り巻く環境の変化や介護職員の処遇改善等の課題に直面する中であって、事業継続のため、業務改善又は職場環境の向上に意欲を持って取り組む介護事業者に対し、介護サービスの提供以外に必要な業務の一部又は全部を外部委託する場合に必要な経費に対して補助金を交付することにより、三鷹市内における持続的な介護サービスの提供の確保を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業者 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者であって、三鷹市介護保険事業者連絡協議会規約（平成12年9月19日制定）第1条に規定する三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属しているものをいう。
- (2) 介護事業所 介護事業者が運営し、三鷹市内に所在する介護サービス事業所をいう。
- (3) 職員 介護事業所を運営する介護事業者に直接雇用される者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 介護事業所を運営している介護事業者であって、第6条に規定する交付申請の日の属する年度の4月1日（以下「基準日」という。）において常時雇用する職員が19人以下であること。
- (2) 基準日において介護事業所を休止しておらず、かつ、同日時点で運営を開始してから1年を経過していること。

- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受ける年度後も、引き続き介護サービスの安定的な提供のため、介護事業所の業務改善又は職場環境の向上に取り組む意欲があること。
- (4) 他の機関から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる業務の外部委託に係る費用であって、基準日から基準日が属する年度の末日までの期間に契約及び支出された経費から寄附金その他の収入額を控除した額とする。

- (1) 職員給与の計算及び支給
- (2) 職員の社会保険及び労働保険の手続
- (3) 職員への福利厚生を提供
- (4) 介護事業所の運営に関する規程等の作成及び届出
- (5) 介護職員等処遇改善加算等の取得に係る処遇改善計画書等の作成及び届出
- (6) 介護事業所の利用者等対応窓口の設置（電話対応等を含む。）
- (7) 介護事業所の業務改善又は職場環境の向上に資するシステムの構築
- (8) 介護事業所の業務改善又は職場環境の向上に資する弁護士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士等からの助言
- (9) 前各号に掲げるもののほか、介護サービスの提供以外に必要な業務であって、当該業務を外部委託することにより、介護事業所の業務改善又は職場環境の向上が図られるものとして市長が認める業務

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、1 補助対象者当たり 1 年度につき500,000円を上限とし、各年度において定める予算の範囲内で行うものとする。

2 補助金の交付は、同一介護事業者につき 3 回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める

日までに、三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書の写し等費用の積算が分かる書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことと決定したときは、三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 前項の補助金の交付の決定に通常要する標準的な期間は、14日とする。

3 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けたときは、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（調査等）

第9条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた補助対象者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の末日までに、三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務委託契約書等の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の額を確定し、その額を超える補助金が第8条の規定により交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(様式第5号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定により市長に報告があった場合は、当該報告のあった消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた年度において、運営する全ての介護事業所を休止又は廃止したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該補助対象者に三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、当該補助対象者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合において、当該補助対象者がこれを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 前条第1項の規定により市長が違約加算金の納付を命じた場合において、当該補助対象者の納付した金額が、返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に優先的に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定により市長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金等の一時停止等)

第18条 市長は、補助金の返還を命じられた当該補助対象者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その当該補助対象者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(書類の保存)

第19条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象経費に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収書を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。